

○津山圏域資源循環施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 5 年 2 月 1 7 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 津山圏域資源循環施設組合の法の施行に関する事項については、津山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年津山市条例第 2 7 号。以下「市条例」という。）第 2 条から第 8 条までの規定を準用する。この場合において、市条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 2 項	市長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 8 条第 2 項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	管理者、公平委員会及び監査委員
第 6 条	津山市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成 1 5 年津山市条例第 2 0 号）第 1 条に規定する津山市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	津山圏域資源循環施設組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例(令和 5 年津山圏域資源循環施設組合条例第 4 号)第 1 条に規定する津山圏域資源循環施設組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会
第 7 条	市長	管理者

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。